

内閣府ホーム > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

規制改革推進室



この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)
(50字以内におまとめ下さい。)

弁護士は、当然、税理士の事務を行うことができる規定の撤廃

※必須

○提案の具体的な内容と提案理由
(1000字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。)

既得権として、弁護士法第3条第2項には「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる」という規定があるが、国民の安全や権利を擁護するという国家資格制度の本旨に鑑み、当該規定を撤廃すべきである。

※必須

弁護士法第3条第2項の規定は、昭和24年の弁護士法改正によって新たに設置されたものであるが、現在においても弁護士の既得権として存置されている。これは、弁護士の職務として弁護士法第3条第1項に規定されている「一般の法律事務」の範囲に、税理士法における「税理士業務」が包含されると解釈したためであるが、税務訴訟に係わる業務は別としても、税務書類や申告書の作成等の広範な税理士業務全般に係わる業務が、包括的に弁護士の業務に含まれると解釈することは無理がある。また、税理士業務を行うには、企業会計の高度な知識が当然の前提とされるため、税理士試験においては会計学に属する科目として簿記論及び財務諸表論が必須科目とされているが、弁護士は、その資格取得の過程において、会計学に関する高度な知識を試されていない。国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、これを適正に遂行し得る高度な専門的能力(資質)を備えた者(有資格者)に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者にのみその業務等を行わせることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムであり、その業務の範囲は、国民から見ると適正・厳格であらねばならない。よって、国民・納税者の権利利益の保護という観点から、「弁護士は、当然、税理士の事務を行うことができる」という制度は撤廃すべきである。

○当該規制の根拠となっているもの
(不明の場合は「不明」を選択して下さい。)

法律や政令

※必須

○上記の具体的な根拠法令等
(おわかりであれば)

○提案者
(個人または会社・団体)

会社・団体

※必須

会社名・団体名を御記入下さい。
(個人の場合は「個人」と御記入下さい。)

全国青年税理士連盟

※必須

○会社名・団体名の公表の可否
(個人の場合は「個人(非公表)」を選択して下さい。)

公表

※必須

○提案者氏名(非公表)
(会社・団体の場合は「担当者名」を御記入下さい。)

法対策部長 水野誠

※必須

○電話番号(非公表)
(できましたら御記入下さい。) 03-3354-4162

○電子メールアドレス(非公表)
※必須 zensei@khaki.plala.or.jp

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[このページの先頭へ](#)

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号 03-5253-2111(大代表)

Copyright©2010 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.